

## SFDC パススルー条件

本 SFDC パススルー条件は、SFDC の本パートナーとのお客様との間で、お客様が本パートナーから注文する本サービスに関して適用されます。

SFDC は、本 SFDC パススルー条件の契約上当事者ではありません。本 SFDC パススルー条件は、本パートナーとお客様との間でのみ適用されます。お客様は、本 SFDC パススルー条件に関し、SFDC に対していかなる請求も行使又は提起する権利を有しません。但し、SFDC は、本 SFDC パススルー条件の第三受益者であり、お客様と本パートナーとの間の本 SFDC パススルー条件の利益を享受できるとともに、本 SFDC パススルー条件の履行を請求する権利を有するものとします。

### 定義

「**関係会社**」とは、直接もしくは間接に対象となる法人を支配する法人、もしくは当該法人に支配される法人、又は当該法人と共通の支配下にある法人を意味します。この定義における「支配」とは、直接又は間接に、当該法人の議決権の 50%を超える持分を所有又は行使の権限をもって管理していることを意味します。

「**ベータ版サービス**」とは、SFDC のサービスで顧客一般には提供されていないものを意味します。

「**お客様**」とは、本パートナーから本サービスを注文するお客様及びその関係会社を意味します。

「**本顧客データ**」とは、お客様によって、もしくはお客様のために本サービスに保存される、又はお客様によって、もしくはお客様のために本サービスを利用して収集及び処理される電子的なデータ及び情報を意味します。本顧客データには、非 SFDC アプリケーションは含まれません。

「**本ドキュメンテーション**」とは、該当する本サービス向けに SFDC が提供するオンラインのユーザガイド、ヘルプ & トレーニングの記載内容であり、随時更新され、help.salesforce.com 経由、もしくは該当する本サービスにログインすることによってアクセス可能なものを意味します。本ドキュメンテーションには、help.salesforce.com ウェブサイト（現在の URL: [https://help.salesforce.com/apex/HTViewSolution?urlname=Trust-and-Compliance-Documentation&language=en\\_US](https://help.salesforce.com/apex/HTViewSolution?urlname=Trust-and-Compliance-Documentation&language=en_US)）又はその後継ウェブサイトの Trust and Compliance セクションを通じてアクセス可能な、該当する本サービスの通知、ライセンス情報、外部利用ポリシー、並びにセキュリティ、プライバシー及びアーキテクチャに関するドキュメンテーションが含まれますが、これらに限定されません。こ

のウェブサイトは随時更新されます。

「**悪質なコード**」とは、害を及ぼすことを目的としたコード、ファイル、スクリプト、エージェント又はプログラムを意味し、例えば、ウィルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬が含まれます。

「**本マーケットプレイス**」とは、本サービスと相互運用するアプリケーションのオンラインディレクトリ、カタログ又はマーケットプレイスを意味し、例えば、<https://appexchangejp.salesforce.com/> に 掲 示 さ れ て い る AppExchange、<https://addons.heroku.com/> に 掲 示 さ れ て い る Heroku add-ons カタログ及びそれらの後継のウェブサイトが含まれます。

「**非 SFDC アプリケーション**」とは、本パートナー、お客様又はサードパーティが提供するウェブベース又はオフラインのアプリケーションソフトウェアで、本サービスと相互運用するものを意味し、例えば、お客様によって、又はお客様のために開発されるアプリケーション、本マーケットプレイス上で公開されるアプリケーション、Salesforce Labs 又は類似の表示により特定されるアプリケーションが含まれます。

「**本注文書**」とは、お客様と本パートナーの間で契約される文書であり、本契約に基づき注文される本サービスを特定するものを意味し、その添付書類及び追加契約等が含まれます。関係会社は、本注文書を締結することによって、自己が本 SFDC パススルー条件を締結した当事者である場合と同様に、本 SFDC パススルー条件の各条項に拘束されることに同意することとなります。

「**製品特記事項**」とは、特定の本サービスの1つ又は複数に適用される SFDC が提供する条件であり、SFDC と本パートナー間の該当する注文書に記載されるものを意味します。本パートナーは、該当する本注文書に該当する製品特記事項を記載する義務を負います。

「**本パートナー**」とは、SFDC に本サービスの再販を許諾されたりセラーを意味します。お客様は、本パートナーから本サービスを注文します。

「**本サービス**」とは、お客様が本注文書に基づき注文し、SFDC が [salesforce.com](https://salesforce.com) ウェブサイト又は [pardot.com](https://pardot.com) ウェブサイトにおいてオンラインで提供する製品及びサービスで、該当する本ドキュメンテーションに記載されるもの（関連するオフラインのコンポーネントを含みます）を意味します。「本サービス」には、非 SFDC アプリケーションは含まれません。

「**SFDC**」とは、株式会社セールスフォース・ドットコムを意味します。

「**SFDC パススルー条件**」とは、本条件を意味します。

「**本ユーザ**」とは、お客様が本サービスを利用することを承認した個人であり、その

者のために本サービスのサブスクリプションが注文され、お客様(又はお客様の要請に従って SFDC)がユーザ ID 及びパスワードを付与した者を意味します。本ユーザには、例えば、お客様の従業者、コンサルタント、受託者及び代理人、並びにお客様が取引を行う第三者が含まれる場合があります。

## SFDC の責任

### 本サービスの提供

SFDC は、以下の義務を負うものとします。(a)本 SFDC パススルー条件及び該当する本注文書に従って、お客様に本サービスを提供すること(b)以下の場合を除き、オンラインの本サービスを、1 日 24 時間、週 7 日提供する商業上合理的な努力を行うこと(i)計画停止(SFDC は、計画停止について、8 時間以上前に電子的な通知を行うものとし、実行可能な限り、太平洋標準時の金曜日午後 6 時から月曜日の午前 3 時までの週末の時間帯に予定するものとします)(ii)SFDC の合理的管理を超える状況(例えば、不可抗力、政府機関の行為、洪水、火災、地震、暴動、テロ行為、ストライキその他の労働争議(SFDC の従業者による場合を除きます)、インターネットサービスプロバイダの障害もしくは遅延、非 SFDC アプリケーション又はサービス拒否(DoS)攻撃など)により生じた稼働停止(c)本 SFDC パススルー条件及び本ドキュメンテーションに従って本サービスが利用される場合、適用ある法令に従って本サービスを提供すること。

### 本顧客データの保護

本顧客データに個人データが含まれる限りにおいて、お客様は、SFDC 及びその関係会社のそれぞれが、お客様に代わってデータ処理者としての役割を果たすことに同意するものとします。SFDC は、以下を行うものとし、その関係会社にも行わせるものとします。(a)本 SFDC パススルー条件及びお客様の指示に従って本顧客データを処理すること(b)本ドキュメンテーションの記載に従って、本顧客データの安全性、秘密性及び完全性を保護するために、管理上、物理的及び技術的な安全保護措置を実施及び維持すること(本顧客データの不正アクセス、変更、開示、破棄又は紛失を防止するための措置が含まれますが、これらに限定されません)(c)本顧客データを改変しないこと(d)下記の「秘密保持: 開示の強制」条項に従って法令により強制される場合又はお客様が書面により明示的に許可する場合を除き、本顧客データを開示しないこと(e)本サービスの提供、及びサービス又は技術上の問題の防止又は対応に必要な場合を除き、本顧客データを処理しないこと。お客様は、以下の義務を負います。(i)本顧客データの正確性、品質、完全性、合法性、信頼性、及びお客様が本顧客データを取得した方法について単独で責任を負うこと(ii)SFDC に対するデータ処理の指示が適用ある法令に従ったものにする事(iii)本サービスに関連して本顧客データを収集、編集、保存、アクセス及び利用する際には

適用あるデータ保護法令を全て遵守すること。

### **SFDC 要員**

SFDC は、本パススルー条件に別段の定めがある場合を除き、その要員（従業者と受託者を含む）による本 SFDC パススルー条件に基づく SFDC の義務（守秘義務及びセキュリティに関する義務を含む）の履行と遵守につき責任を負うものとします。

### **ベータ版サービス**

SFDC は、随時、お客様にベータ版サービスを無償で試用するよう勧誘する場合があります。お客様は、当該試用を、自己の単独の裁量で承諾又は拒否することができます。ベータ版サービスには、ベータ版、パイロット版、限定リリース、開発者向けプレビュー版、非製品版、評価版又は類似した趣旨の記述によって明確にその旨が指定されるものとします。ベータ版サービスは、評価目的で提供されるものであり、本番環境での使用のためのものではなく、本 SFDC パススルー条件に基づく「本サービス」とはみなされません。また、ベータ版サービスはサポートの対象ではなく、追加の契約条件が課される場合があります。本 SFDC パススルー条件に定められている本顧客データに関するお客様の義務は、ベータ版サービスを通じて送信又は収集されるデータにも適用されるものとします。別段の定めがない限り、ベータ版サービスの試用期間は、試用開始日の 1 年後、又はベータ版サービスのあるバージョンが一般に利用可能となった日の何れか早い方の日に満了するものとします。SFDC は、ベータ版サービスの提供を、いつでも自己の単独の裁量で中止することができます。また一般に提供しないものとすることができます。SFDC は、ベータ版サービスに起因又は関連するいかなる損失又は損害の責任も負わないものとします。

### **本サービスの利用**

#### **サブスクリプション**

該当する本注文書に別段の定めがない限り、本サービスは、サブスクリプションとして購入されます。

#### **利用の制限**

本サービスには、例えば、本注文書に定める数量などの利用の制限が適用されます。別段の定めがない限り、(a) 本注文書に記載される数量は本ユーザ数を意味し、その数を超える本ユーザが、本サービスにアクセスすることはできません。(b) ある本ユーザのパスワードを、その他の個人と共有することはできません。(c) ある本ユーザの ID は、その本ユーザが本サービスを継続して利用する必要がなくなった場合に、従前の本ユーザに代わる新たな個人に割り当て直すことができます。お客様が契約上の利用制限を超過した場合には、SFDC はお客様又は本パートナーと協議して、お客様の利用を削減することによって、その制限を守るように求めること

ができます。SFDC の努力にもかかわらず、お客様が契約上の利用制限を遵守することができず、又は遵守しようとしなない場合には、お客様は、SFDC の要請に従って、速やかに該当する本サービスの数量を追加する本注文書を本パートナーとの間で締結するか、又は下記の「料金及び支払い」条項に従って、超過利用分の請求に対する支払いを行うものとします。

### **お客様の責任**

お客様は、以下の義務を負います。(a)本ユーザの本 SFDC パススルー条件の遵守について責任を負うこと(b)製品特記事項を遵守すること(リセラーが該当する本注文書に製品特記事項を記載しなかった場合に、お客様に通知される製品特記事項を含む)(c)本顧客データの正確性、品質、合法性、及びお客様が本顧客データを取得した方法について責任を負うこと(d)本サービスの不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行い、不正アクセス又は不正利用を発見したときには、速やかに SFDC に通知すること(e)本サービスを、本ドキュメンテーション並びに適用ある法令に従ってのみ利用すること(f)お客様が本サービスと共に利用する非 SFDC アプリケーションのサービス条件を遵守すること。

### **利用上の禁止事項**

お客様は、以下のことを行わないものとします。(a)本サービスをお客様もしくは本ユーザ以外の者に利用可能にすること、又は本サービスをお客様もしくは本ユーザ以外の者の利益のために利用すること(b)本サービスを販売、再販、利用許諾、再利用許諾、頒布、賃貸もしくはリースすること、又は本サービスをサービスセンターもしくはアウトソーシングサービスの一部とすること(c)本サービスを利用して、権利侵害、名誉毀損その他の違法もしくは不法な内容、又は第三者のプライバシーの権利を侵害する内容を保存もしくは送信すること(d)本サービスを利用して、悪質なコードを保存もしくは送信すること(e)本サービス又は本サービスに含まれる第三者のデータの完全性又は性能を妨害又は混乱させること(f)本サービス又はそれに関連するシステムもしくはネットワークに対する不正アクセスを試みること(g)契約上の利用制限を回避するような方法による、本サービスの直接的もしくは間接的なアクセス又は利用を認めること(h)本サービス又はその一部、本サービスの特徴、機能、ユーザインターフェースを複製すること(i)本サービスの一部をフレーム又はミラーすること(但し、お客様自身のイントラネット上にフレームする場合、その他お客様自身の内部業務目的でのフレーム、又は本ドキュメンテーションで認められた場合は除きます)(j)競合する製品又はサービスの作成のために、本サービスにアクセスすること(k)本サービスのリバースエンジニアリングをすること(かかる禁止事項が法的に許容される範囲に限ります)。

### **外部向けサービス**

お客様が外部向けウェブサイトの作成又はホスティングのために本サービスを契約する場合には、お客様は、<http://www.salesforce.com/company/legal/>に掲示されている SFDC の External-Facing Services Policy (外部向けサービスポリシー) を遵守するものとし、本ユーザの当該ポリシーの遵守について責任を負うものとし、また、お客様は、当該ウェブサイトでのクッキーその他の追跡技術の使用について適用ある法令を遵守することにつき、全ての責任を負うものとし、

### **非 SFDC アプリケーションの削除**

お客様が本サービス上にホスティングした非 SFDC アプリケーションが SFDC の外部向けサービスポリシーもしくは適用ある法令に違反している、又は第三者の権利を侵害している可能性があるという情報を SFDC が受領した場合には、SFDC はお客様にその旨を通知することができ、その場合、お客様は、速やかに当該非 SFDC アプリケーションを無効化又は改変して、当該違反又は侵害の可能性を解決するものとし、お客様が上記に従って必要な対策を取らない場合には、SFDC は、違反又は侵害の可能性が解決するまで、該当する本サービス又は非 SFDC アプリケーションを無効化することができます。

### **SFDC 以外のプロバイダ**

#### **SFDC 以外の製品又はサービスの取得**

SFDC 又はサードパーティは、お客様にサードパーティの製品又はサービス (例えば、非 SFDC アプリケーション及び導入その他のコンサルティングサービスなど) を提供する場合があります (例えば、本マーケットプレイスその他によって) があります。お客様による当該 SFDC 以外の製品又はサービスの取得、及びお客様と SFDC 以外のプロバイダ間のデータの授受は、お客様と該当する SFDC 以外のプロバイダの間だけのものです。SFDC は、SFDC が「認定」「certified」その他の指定をしているかどうかにかかわらず、非 SFDC アプリケーション又はその他の SFDC 以外の製品もしくはサービスを保証又はサポートしません。

#### **非 SFDC アプリケーションと本顧客データ**

お客様が本サービスと共に利用するために非 SFDC アプリケーションをインストール又は有効化した場合、当該非 SFDC アプリケーションと本サービスとの相互運用及びサポートのために必要な場合には、SFDC が当該非 SFDC アプリケーションのプロバイダに本顧客データへのアクセスを許可できるものとし、当該非 SFDC アプリケーションの利用に関しては、お客様と非 SFDC アプリケーションのプロバイダとの間で (本 SFDC パススルー条件とは異なる両者間で合意した) 別の異なる契約条件が適用されるものとし、お客様は、非 SFDC アプリケーションのプロバイダとの間の当該条件によって、本顧客データの適切な保護及びアクセスが保証さ

れるかどうか、並びに非 SFDC アプリケーションのプロバイダによる本顧客データの開示、改変もしくは削除に対する責任、又は非 SFDC アプリケーションのプロバイダの本顧客データへのアクセスに起因する適用あるデータ保護法令の違反に対する責任が定められているかどうかを確認する責任を負うものとします。非 SFDC アプリケーションのプロバイダは、SFDC 又はその関係会社の受託者又は受託処理者とはみなされないものとします。お客様もしくは本ユーザがインストールした非 SFDC アプリケーションを通じて非 SFDC アプリケーションのプロバイダが本顧客データにアクセスし、これに起因して本顧客データの開示、改変、破損、損失もしくは削除、又は適用あるデータ保護法令への違反が生じた場合も、SFDC 及びその関係会社は一切責任を負わないものとします。

### **非 SFDC アプリケーションとのインテグレーション**

本サービスは、非 SFDC アプリケーションと相互運用するように設計された機能を有する場合があります。当該機能を利用するために、お客様は、当該非 SFDC アプリケーションのプロバイダから、非 SFDC アプリケーションへのアクセス権を取得するよう求められ、また SFDC に当該非 SFDC アプリケーションのお客様のアカウントへのアクセス権を付与するよう求められる場合があります。当該非 SFDC アプリケーションのプロバイダが、合理的な条件に基づき、非 SFDC アプリケーションを、対応する本サービスの機能と相互運用できるようにすることを中止する場合、SFDC は本サービスの当該機能の提供を中止できるものとし、お客様は、当該提供の中止により、いかなる返金、減額又はその他の補償を受ける権利も取得しないものとします。

### **料金及び支払い**

#### **料金及び支払い**

本注文書に基づき支払われるべき料金の支払い、及び関連する支払条件は、お客様と本パートナーとの間だけのものです。本 SFDC パススルー条件又は本注文書に別段の定めがない限り、(i) 料金は、本サービスの購入に基づくものであり、実際の利用に基づくものではありません。(ii) 支払義務は取消不能であり、支払済の料金は返金不能です。(iii) 該当するサブスクリプションの契約期間中に、購入した数量を削減することはできません。

#### **本サービスの停止**

本パートナーの支払が 30 日以上遅延している場合（合理的に誠意をもって協議中の請求金額については除く）、又はお客様が SFDC パススルー条件に違反している場合には、SFDC は、自己のその他の権利及び救済に加えて、当該金額が全て支払われるか、又は SFDC が、お客様による SFDC パススルー条件の違反が是正さ

れたことに満足するまで、お客様に提供される本サービスを、本パートナー又は当該本顧客に対する責任を負うことなく、停止する権利を留保するものとします。

### **将来の機能**

お客様は、自己の購入が、いかなる将来の機能の提供も条件とするものではなく、また SFDC もしくは本パートナーが行った、いかなる将来の機能に関する口頭又は書面の対外的なコメントにも依存するものではないことに同意するものとします。

### **財産権及びライセンス**

#### **権利の留保**

本条件に基づき明示的に許諾された限定的な権利を条件として、SFDC とそのライセンサーは、本サービスに関する全ての権利及び利益(SFDC 及びそのライセンサーの全ての関連する知的財産権を含みます)を留保します。本 SFDC パススルー条件に明示的に規定されている以外のいかなる権利も、本条件に基づいてお客様に許諾されるものではありません。

#### **お客様による本顧客データ及びアプリケーションをホスティングできるライセンスの許諾**

お客様は、SFDC 及びその関係会社に対して、本顧客データ、並びに非 SFDC アプリケーション及び本サービスを利用してお客様が作成した、もしくはお客様のために作成されたプログラムコードを、SFDC が本 SFDC パススルー条件に従って本サービスを提供するために必要な場合に、ホスティング、複製、送信及び表示できる全世界的、期間限定のライセンスを許諾します。本項で許諾される限定的なライセンスを条件として、SFDC は、本 SFDC パススルー条件に基づき、お客様又はそのライセンサーから、本顧客データ、非 SFDC アプリケーション又はプログラムコードに関するいかなる権利又は利益も取得しません。

#### **お客様によるフィードバックを利用できるライセンスの許諾**

お客様は、SFDC 及びその関係会社に、お客様又は本ユーザが、本サービスの運用に関して提供する全ての提案、改善の要請、提言、修正又はその他のフィードバックを利用し、本サービスに組み込むことができる、全世界的、永続的、取消不能、無償のライセンスを許諾します。

### **秘密保持: 開示の強制**

#### **開示の強制**

お客様又は SFDC(以下「受領者」といいます)の何れも、法令により強制される場合には、相手方当事者(以下「開示者」といいます)の秘密情報を開示することができます。但し、受領者は、当該開示の強制について、開示者に事前の通知を行うものとし(法的に許容される限度で)、開示者が開示に異議を唱えることを望む場合



には、開示者の費用で、合理的な援助を開示者に与えるものとします。受領者が、開示者が当事者である民事訴訟手続の一部として、法令により開示者の秘密情報の開示を強制され、かつ開示者が開示に異議を唱えていない場合には、開示者は、受領者に、当該秘密情報を収集して、安全なアクセスを提供するための受領者の合理的な費用を弁済するものとします。

## **免責**

### **免責**

SFDC は、いかなる種類の保証も行わず、明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、あらゆる種類の保証、表明、条件、その他の約束を排除します。SFDC は、商品性、特定目的への適合性、満足な品質、又は相当の注意及び技能に関する保証、表明、条件、その他の約束を含め(但し、これらに限定されません)、全ての黙示保証を明示的に否認します。但し、何れの場合でも法的に許容される限度に限られます。前述の規定を損なうことなく、ベータ版サービスは、いかなる保証も伴わず、「現状有姿」で提供されます。各当事者は、サードパーティのホスティング事業者に起因する損失、損害、その他の義務について、全ての責任及び補償義務を否認します。

### **本パートナーとお客様との間の保証及び免責**

疑義を避けるため付言すれば、本パートナーとお客様は、本サービスに関する保証及び免責に関して自由に合意することができます。当該保証及び免責は、本 SFDC のパススルー条件の一部を構成するものではありません。

## **責任の限定**

### **SFDC の責任の否認**

下記の「制限の限定」条項に従うことを条件に、SFDC 又はその関係会社は、損失の原因及び予見性にかかわらず、また、当該当事者が当該損失の可能性について事前に通知されていた(又は認識していた)場合でも、契約責任、不法行為責任又はその他の何れの責任法理に基づくかを問わず、本 SFDC パススルー条件に起因又は関連し、お客様に対していかなる場合も一切責任を負わないものとします。この責任には、直接的、間接的又は結果的損害又は損失に対する責任が含まれますが、これらに限定されません。

### **責任の限定**

下記の「結果的損害及び関連損害の免責」及び「制限の限定」の各条項に従うことを条件に、本 SFDC パススルー条件に起因又は関連する 1 件の事件に関するお客様の責任(契約責任、不法行為責任又はその他の何れの責任法理に基づくかを問

わない)は、当該事件の直前の 12 ヶ月間にお客様が本パートナーに支払った金額を超えないものとします。但し、いかなる場合も、本 SFDC パススルー条件に起因又は関連するお客様の責任(契約責任、不法行為責任又はその他の何れの責任法理に基づくかを問わない)の総額は、お客様が本パートナーに支払った合計金額を超えないものとします。

### **結果的損害及び関連損害の免責**

下記の「制限の限定」条項に従うことを条件に、お客様は、損失の原因及び予見性にかかわらず、また、当該当事者が当該損失の可能性について事前に通知されていた(又は認識していた)場合でも、本 SFDC パススルー条件に起因又は関連する間接的又は結果的損失又は損害について、契約責任、不法行為責任又はその他の何れの責任法理に基づくかを問わず、本 SFDC パススルー条件に起因又は関連し、SFDC に対していかなる場合も一切責任を負わないものとします。

### **制限の限定**

本「責任の限定」条項のいかなる内容も、お客様又は SFDC の過失に起因する死亡もしくは人身傷害、又は不正もしくは悪意の不実表示、又は適用ある法令上当該責任が免除もしくは制限されない他のあらゆる責任については、当該当事者の責任を免除又は制限するものではありません。

### **契約期間及び解約**

#### **SFDC パススルー条件の期間**

本 SFDC パススルー条件は、本注文書に記載されている最初のサブスクリプション開始日に効力を生じ、全てのサブスクリプションが満了するか解約されるまで有効に存続します。

#### **サブスクリプションの契約期間**

各サブスクリプションの契約期間は、該当する本注文書に定められるものとします。本注文書に別段の明示的な定めがない限り、全てのサブスクリプションは、満了する契約期間と同一の期間又は 1 年間の何れか短い方の期間、自動的に更新するものとし、以後も同様とします。但し、お客様が本パートナーに対して、該当する契約期間が終了する 45 日以上前に、更新しない旨の通知をするか、本パートナーがお客様に対して、該当する契約期間が終了する 30 日以上前に、更新しない旨の通知をした場合には、この限りではありません。

### **解約**

SFDC は、以下の場合には、本 SFDC パススルー条件を直ちに解約することができます。(i)お客様に、重大な違反について 30 日の期限を定めた書面の通知を行い、当該違反が、当該期間の満了時に是正されていない場合(ii)お客様が破産手続き、

又は支払不能、財産管理、管財人、管財人財産管理、清算もしくは債権者のための譲渡に関するその他の手続きの申し立ての対象となった場合、又はその事業の全部もしくは大部分の継続を休止もしくは停止したか、その恐れがある場合、又は何れかの法域において債務を理由とする類似の手続き又は措置を実施したか、類似の事由が生じた場合に、SFDC が書面で通知したとき。

### **本顧客データの移管と消去**

本 SFDC パススルー条件の解約又は満了の発効日後 30 日以内にお客様が要求した場合、SFDC は、本ドキュメンテーションの記載に従って、お客様が本顧客データをエクスポート又はダウンロードできるようにするものとします。当該 30 日間の経過後は、SFDC は、本顧客データを保持し、提供する義務を負わないものとし、その後、法的に禁じられていない限り、SFDC のシステム内、その他 SFDC の占有もしくは管理下にある全ての本顧客データのコピーを、本ドキュメンテーションの記載に従って消去又は破棄するものとします。

### **存続条項**

「非 SFDC アプリケーションの削除」「財産権及びライセンス」「秘密保持: 開示の強制」「免責」「責任の限定」「本顧客データの移管と消去」「存続条項」及び「一般条項」と題された条項は、本 SFDC パススルー条件の解約又は満了後も存続するものとします。

### **一般条項**

#### **輸出法の遵守**

本サービス、その他の SFDC テクノロジー及びそれらの派生物等は、米国及びその他の国又は地域の輸出管理法令の対象となる場合があります。お客様は、自己が米国政府の取引禁止対象者リストに記載されていないことを表明するものとします。お客様は、本ユーザに、米国の禁輸国（現時点ではキューバ、イラン、北朝鮮、スーダン及びシリア）での本サービスの利用もしくはアクセス、又は米国の輸出管理法令に違反した本サービスの利用もしくはアクセスを許可しないものとします。

#### **腐敗行為防止**

お客様は、本 SFDC パススルー条件に関連して、SFDC 又は本パートナーの従業者又は代理人等から、違法又は不適切な賄賂、リベート、支払、贈答品、その他価値のあるものを受領したり、提供を受けたりしたことが一切ないものとします。また、贈収賄防止及び腐敗行為防止に関する適用法令と制裁規定を全て遵守するものとします。当該法令には、2010 年贈収賄法（適宜改正されます）が含まれますが、これに限定されません。お客様は、上記の制限の違反を認識した場合には、速やかに SFDC の法務部 ([legalcompliance@salesforce.com](mailto:legalcompliance@salesforce.com)) に通知するよう、合理的に

努力するものとします。

### **第三受益者**

本 SFDC パススルー条件は、SFDC を除き、1999 年契約(第三者の権利)法(同法は適宜改正されます)に基づいて、SFDC パススルー条件の利益又は何れかの条項を行使する権利を、いかなる第三者にも付与するものではなく、これを意図するものでもありません。本 SFDC パススルー条件に基づく変更、放棄又は和解を終了、撤回又は承諾する両当事者の権利は、本 SFDC パススルー条件の当事者以外の同意を行使の要件とするものではありません。

### **通知**

本 SFDC パススルー条件に別段の定めがない限り、本 SFDC パススルー条件に関連する全ての通知は書面によるものとし、以下の時点で効力を生じます。(a)直接交付されたとき(b)郵送後 2 営業日目(c)受領確認可能なファックスによる送信後 2 営業日目(d)解約通知(以下「**法的通知**」といいます)を除き、電子メールにより送信された日。お客様に対する法的通知は、お客様宛に送付され、法的通知であることが明確に認識できるようにするものとします。お客様に対するその他の全ての通知は、お客様が指定する、該当する本サービスのシステム管理者宛に送付されるものとします。

### **可分性**

本 SFDC パススルー条件の何れかの規定(又はその一部)が管轄権を有する裁判所により無効、違法又は強制不能と判断された場合、当該規定が本 SFDC パススルー条件の他の部分から分離可能な限りにおいて、当該規定は本 SFDC パススルー条件から削除されたとみなされ、本 SFDC パススルー条件の他の規定は、有効に存続するものとします。

### **譲渡**

何れの当事者も、本条件に基づく自己の何れかの権利又は義務を、法の作用又はその他の原因にかかわらず、相手方の事前の書面による同意なく(当該同意は合理的理由なく留保されません)、譲渡することはできません。但し、SFDC は、自己の関係会社に対する場合、又は合併、買収、会社再編もしくは自己の全てもしくは実質的に全ての資産の売却に伴う場合には、お客様の同意なく、本 SFDC パススルー条件を全体として譲渡することができます。

### **準拠法**

本 SFDC パススルー条件の解釈、履行及び有効性、並びに本 SFDC パススルー条件に起因又は関連するあらゆる紛争は、日本の法律にのみ準拠するものとします。

### **裁判地**

本 SFDC パススルー条件に起因又は関連する紛争の裁定については、日本の東京に所在する裁判所が専属的管轄権を有するものとします。各当事者は、当該裁判所の専属的管轄権に取消不能の形で同意するものとします。

附則(2018年12月1日)

(実施期日)

この規約は、2018年12月1日より実施することとします。